山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要項

(平成22年10月26日制定 図書第7001-4号)

(趣旨)

第1条 この要項は、山梨県立大学図書館規程第12条の規定に基づき、山梨県立大学学術機関リポジトリに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 山梨県立大学(以下「本学」という。)は、本学の教育研究成果を、保存・ 蓄積、発信・提供し、もって教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献 を果たすため、学術機関リポジトリを構築する。

(定義)

- 第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 教育研究成果 教育・研究・社会貢献等の活動成果であって、学術的に意義 のあるもの
 - (2) 学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。) 本学の教育研究成果 を、電子計算機を利用して、恒久的に保存・蓄積し、学内外に発信・提供する システム
 - (3) 登録 リポジトリに教育研究成果を保存すること

(リポジトリの管理運営)

- 第4条 リポジトリの管理運営は、山梨県立大学図書館(以下「図書館」という。)に おいて行う。
- 2 リポジトリの管理運営に関して必要な事項は、図書館運営委員会で審議する。 (登録者)
- 第5条 リポジトリに教育研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、 次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある、役員、教職員および大学院生で、 次条に掲げる教育研究成果を作成した者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、図書館長が適当と認めた者

(登録できる教育研究成果)

- 第6条 登録できる教育研究成果は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 前条に規定する者が作成し、又は作成に関与した教育研究成果であること
 - (2) 別表に例示する教育研究成果であって、登録者が登録を希望するものであること
 - (3) 電磁的記録であって、情報通信網を通じて配信できるものであること
 - (4) 使用者の別にかかわらず、閲覧、保存、印刷等(以下「利用」という。)ができるものであること
 - (5) 法令及び公序良俗、並びに公立大学法人山梨県立大学情報セキュリティポリシーに反しないものであること
- 2 前項各号に掲げる要件のほか、登録者の所属する部局が、登録できる教育研究成果の要件を定めている場合は、その例による。

(登録者の責務)

- 第7条 登録者は、次の各号に掲げる場合、登録の前に当該各号に定める許諾を得な ければならない。
 - (1) 著作権が複数の者に帰属している場合 すべての著作権者の許諾
 - (2) 研究成果の公開により、他者の権利を侵害する場合 その権利が帰属する者 の許諾
 - (3) 研究成果に含まれる古書資料等が公開に支障がある場合 古書資料等を所蔵する者の許諾

(著作権)

第8条 教育研究成果が登録された後も、著作権は原著作権者に帰属する。

(教育研究成果の利用)

第9条 登録された教育研究成果を使用し、又は使用しようとする者は、著作権法 (昭和45年 法律第73号) その他法令を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱)

第10条 登録した者の個人情報は、第2条に規定する利用目的のために使用し、その目的の範囲を超えて保有しない。

(登録の削除)

- 第11条 登録された教育研究成果を削除できる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 図書館長
 - (2) 当該教育研究成果を登録した者
- 2 図書館長は、次の各号のいずれかに掲げる場合、登録された教育研究成果を削除することができる。
 - (1) 登録した者が、別記様式により申し出た場合
 - (2) 法令に反する場合
 - (3) 盗用・剽窃によることが明らかである場合
 - (4) 公序良俗に反する場合
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、図書館長が削除が適切であると認めた場合
- 3 第1項第2号に掲げる者は、登録された教育研究成果の新しい版を登録しようと する場合、既に登録された当該教育研究成果を削除することができる。

(登録者の責任)

- 第12条 登録された教育研究成果の責任は、当該教育研究成果を登録した者が負う。 (委任)
- 第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成22年10月26日から施行する。

附則

この要項は、平成24年10月18日から施行する。

附則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

学術雑誌掲載論文、紀要論文、博士学位論文、図書、学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書(最終報告書)、データベース、教材、ソフトウエア、学会発表資料、その他公開可能な教育・研究成果

年 月 日

山梨県立大学図書館 館長 館長名

山梨県立大学学術機関リポジトリ登録教育研究成果削除申請書

申請者 所属 氏名

次の教育研究成果について、以下の理由により削除を申請します。

- 1. タイトル
- 2. 著作者
- 3. 削除理由